

議案の審議

6月定例会では、一般会計補正予算（第1号）を始めとする補正予算、条例の一部改正など15議案ほか、同意1件、報告4件が提出され、また、請願3件と議員発議の意見1件がありました。

討 論

■ 本会議における主な討論

最終日（6月26日）の本会議において、第75・80・81号議案の3件と請願第2・3号の2件について反対（不採択）・賛成（採択）の立場で各討論が行われました。

★★ 議案 ★★

六月定例会で審議した案件は、10ページにあります一覧表（数字は議案番号）のとおりです。

（反対）国の税制改正による、

65歳以上の年金生活者の公的年金等控除額の減額で、急激な国保料の負担増緩和のための、減額賦課の特例を2年に限って設けるものであるが、2年後には特例なく保険料を徴収するということであり、認められない。減額の継続を国に求め、市独自の新たな減免制度の創設を強く求め、反対する。

（賛成）介護給付費の動向を踏まえた介護納付金にかかわる賦課限度額の見直しは、増え続けている介護給付費を考えればやむを得ないし、年金課税の見直しによる、2年間の経過措置は、65歳以上の公的年金等受給者の急激な負担増を防ぐものであり、これを適用しなければ、本年度からの急激な負担増と軽減対象からの除外を招くことになり、必要不可欠な改正内容と考え、賛成する。

★★ 議案 ★★

（反対）6月14日に国会で可決された医療制度改定に伴う、本年10月から現役並み収入のある70歳以上の医療費を3割負担とするための、ソフトウェア開発委託料であり、高齢者へのさらなる負担増を着実に行うものであり、反対する。

（賛成）国会で十分審議され、

決められたことに基づく事務手続であり、補正予算を組まなければ事務が進まず、法律で決まった実施時期に間に合わなくなり、被保険者にいたずらに混乱を招くことになる。本市の国民健康保険料を円滑に運営するための必要な補正予算と考え、賛成する。

★★ 請願 ★★

（不採択）保育園でのおやつは、お迎えが遅くなることによる心の負担軽減、みんな一緒のおやつタイムという情緒的な面から、月額二千円のおやつ代は受益の点からも妥当である。合併後の保育料も、月額にして二千二百円から最大で九千六百円安くなり、仮におやつ代二千円を負担したとしても、軽い負担で午後6時まで預けられると考える。兄弟入所の場合、10世帯で負担増となったが、大部分の世帯では負担が軽くなり、歓迎されている。午後7時または7時30分までの延長保育料も、利用しない世帯と比べ、明らかに受益の差があることを考えれば、応分の負担はやむを得ないと考える。以上の点から、本請願は不採択と考える。

（採択）昭和53年から延長保育

のおやつ代二千円が徴収されているが、明確な根拠はない。また、おやつ量の多いことは一目瞭然であり、おやつ質の改善は歓迎するが、料金の引き下げは可能と考える。さらに、延長保育料が近隣の他市では、おやつ代込みとしたり、日割対応とするなど、本市が高いことが分かった。市として、子育てにかかる費用を軽減する努力は当然であり、早急に延長保育のおやつ代等延長保育料の廃止、見直しが必要と考える。以上の点から、本請願は採択すべきと考える。

★★ 請願 ★★

（不採択）国会等への意見書提出は、地方自治法で地方公共団体の公益に関する事件について出すことができることとされているが、靖国問題は首相・閣僚の参拜の有無だけでなく、極めて多岐にわたる問題を含んでいる。このため、地方行政を担う市議会が意思表示することは疑問に思う。さらに、本請願の問題は地方行政の本旨になじまないと言わざるを得ず、国政への熱い思いからの請願であるが、意見書の提出はしないことが賢明と判断する。以上の点から、不採択と考える。

（採択）侵略戦争を正当化する立場で、戦争行為そのものをほめたたえることを使命とした神社に、戦後30年経ってからA級戦犯14人を合祀し、神として祀ることや日本の戦争が正しかったという靖国史観を宣伝していくことを使命としていることなど、戦後、一宗教法人となった靖国神社が今もって果たしている役割に問題がある。この問題をもった神社に首相が参拝することは、靖国神社の歴史観に公的な御墨付を行動で示すことになり、政府の公式見解、信教の自由の違反など、そのメッセージを国内外に送ることになる。国が誤りを犯そうとするとき、きつぱりものを言うことも地方議会の役割であり、意見書の提出こそ、その役割であると判断する。以上の点から、本請願を採択すべきと考える。

■委員会の状況

各委員会とも多くの質疑がありました。

総務委員会

総務委員会には、第77号議案豊川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正と請願第3号小泉首相に靖国参拝の中止を求める意

見書提出についての請願の2件が付託され、審査が行われました。

委員会での審査結果は、第77号議案は委員全員異議なく、原案のとおり可決。請願第3号は採決の結果、賛成少数で不採択。

健康福祉委員会

健康福祉委員会には、第74号議案豊川市乳幼児医療費支給条例等の一部改正、第75号議案豊川市国民健康保険条例の一部改正と請願第2号豊川市「延長保育料」等の廃止・見直しをもとめる請願の3件が付託され、審査が行われました。

委員会での審査結果は、第74号議案は委員全員異議なく、原案のとおり可決。第75号議案は採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決。請願第2号は採決の結果、賛成少数で不採択。

生活文教委員会

生活文教委員会には、請願第4号上限金利を引き下げ等により、消費者・中小零細事業者等の健全な生活を守り、多重債務問題を根絶するため、「出資の受入れ、

預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願の1件が付託され、審査が行われました。

委員会での審査結果は、全員

一致で採択。また、採択に伴い、意見書提出のため、生活文教委員会所属の委員全員で意見第1号の発議を行い、議会最終日に上程しました。

意見書の提出

多重債務を未然に防止し、消費者保護を図るための意見書

クレジットや消費者金融を利用し返済困難に陥っている、いわゆる多重債務者は、現在、200万人ともいわれている。

昨今、我が国では、個人の破産件数は年間20万人程度で推移し、経済・生活苦による自殺者は年間約8千人にのぼる。多重債務が原因と思われる犯罪の増加などの社会的問題も多発している。

2千万人が消費者金融を利用し、国民一人当たり2枚以上のクレジットカードを所有している現状においては、誰もが多重債務に陥る可能性がある。

こうした「多重債務社会」の大きな原因となっているのは、経済的・社会的弱者保護のために上限金利を定める利息制限法により無効とされているにもかかわらず、刑事罰を課されない金利（いわゆるグレーゾーン金利）での貸付である。

よって、国におかれては、国民が多重債務に陥るのを未然に防ぐため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、出資法という。）第5条の上限金利（年29.2%）を、現行の利息制限法第1条の制限金利（15%～20%）まで引き下げること。
- 2 出資法及び質屋営業法における日賦貸金業者、電話担保金融、質屋に対する金利の特例措置を撤廃すること。
- 3 貸金業の規制等に関する法律第43条のいわゆるみなし弁済規定を廃止すること。
- 4 脱法的な保証料徴求を禁止すること。

以上を地方自治法99条の規定により関係行政庁へ提出しました。

衆参両議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣あて